

環境調査・検査業務技術認定の審査手順

「JIS Q 17043 適合性評価－技能試験に対する一般要求事項」に準じた方法により検定を行う。

1. 審査フロー

審査は次のフローに従って行う。

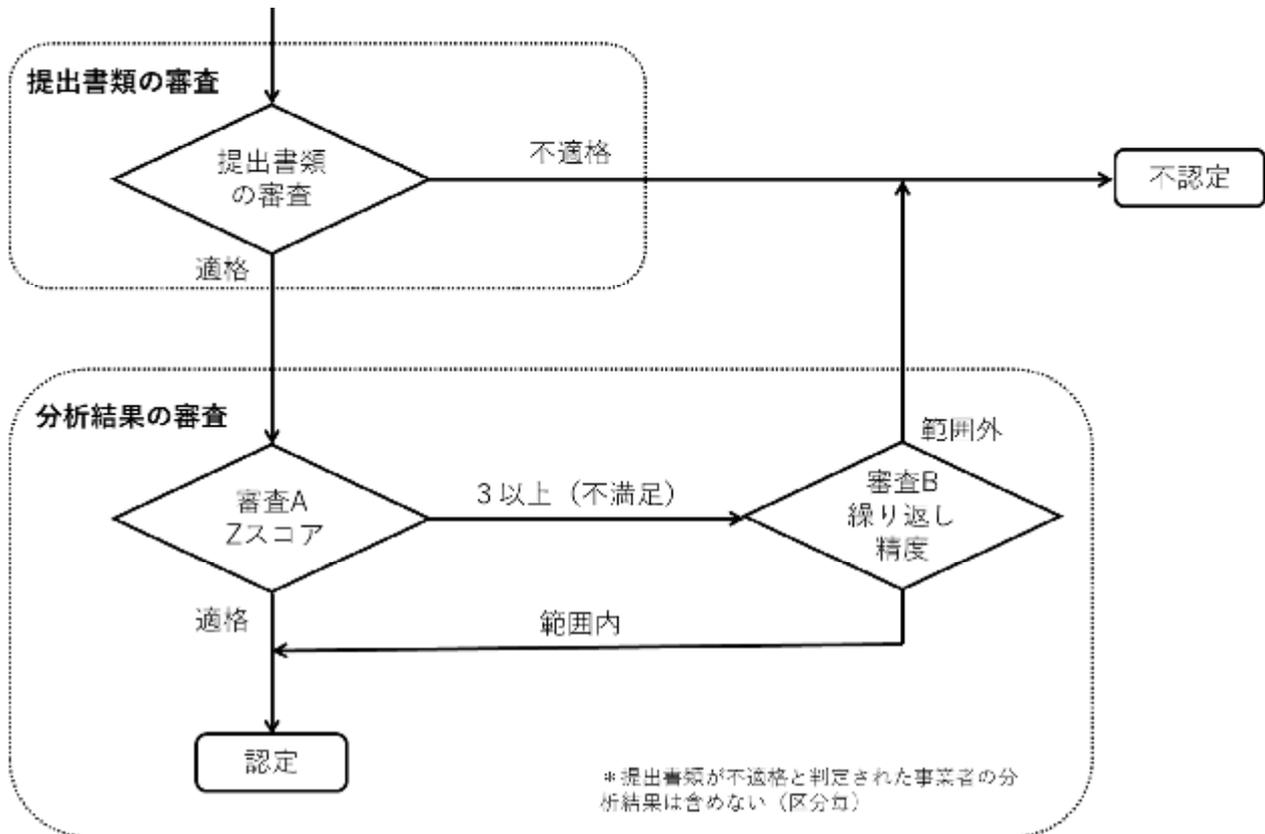


図1 審査フロー

2. 提出書類の審査

分析項目毎に次の①～⑦のチェック項目について審査を行う。

- ① 提出書類は全て提出されているか。
 - ・ 分析結果の報告様式
 - ・ 分析フロー又は標準作業手順書 (SOP)
 - ・ 検量線図
 - ・ 標準液・試料・ブランクの測定チャートの写し
- ② 分析は指定した方法で適切に行っているか。
- ③ 分析試料の濃度は検量線の範囲に入っているか。
- ④ 最終報告値の有効数字は2桁か。
- ⑤ 過程の誤りや計算間違いはないか。

- ⑥ チャート等から報告書への数字等の転記にミスはないか。
- ⑦ その他分析項目毎に必要な項目。

チェック項目に全て問題がなければ、「適格」と判定し、1つの区分の全ての分析項目で「適格」と判定された場合、次の分析結果の審査を行う。

「不適格」と判定された場合、その分析項目を含む区分は「不認定」とし、その区分の分析結果は全て次の分析結果の審査に使用しない。

3. 分析結果の審査

①審査 A

Z スコア (Z) を次の式により計算し、Zスコアが3未満の事業者を「満足」、3以上の事業者を「不満足」と評価し、「満足」と判定された分析値を「適格」とする。

$$Z = (X_i - X_m) / NIQR$$

X_i : 書類審査適格事業者の分析値

X_m : 書類審査適格事業者の中央値

NIQR : 書類審査適格事業者の正規四分位範囲

評価

$|Z| < 3$: 満足 → 「適格」

$|Z| \geq 3$: 不満足 → 審査 B

②審査 B

審査 A において不満足となった分析値 (A とする) について、分析方法がもつ繰返し精度を考慮に入れ、次式の範囲内であれば「適格」とする。繰返し分析精度は、JIS K 0102 又は JIS K 0125 に記載された各分析法の繰返し分析精度の上限値で、金属・窒素化合物・りん化合物・COD は 10%、揮発性有機化合物は 20%である。

$$X_m \times (1 - R/100) \leq A \leq X_m \times (1 + R/100)$$

X_m : 書類審査適格事業者の中央値

R : 各分析法の繰返し分析精度の上限値 (%)

4. 認定

1つの区分の全ての分析項目で「適格」と判定された場合、その区分を「認定」とする。